# 大学院で保健看護を専攻する看護職の方へ 

## 2024 年度 <br> 国際看護師協会東京大会記念奨学金募集要項

－この奨学金は，日本および海外の看護系大学院の修士または博士課程で保健看護を専攻する方を対象としています。

- 地域•年齢•所得の制限はありません。
- 年額 180 万円以内（希望額）を一括貸与しますので，学費•研究費•生活費等幅広く使用いただけます。
－ぜひ，進学にあたりこの奨学金をお役立てください。

生きるを，ともに，つくる。


## 日本看護劦会は，わが国の看護を発展させ，国民への看護サービスを更に向上させる目的をもつて看護の理論的，実践的教育研修を受ける看護職に対し装学金（学費および生計費）を貸与します。

## 1．応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。
1）保助看法による保健師•助産師または看護師の免許を有すること
2）日本または海外の大学院＊に在学し，保健看護を専攻していること （入学許可を含む）
※学校教育法第 97 条に規定する大学院における保健看護に関する課程または本会がそれと同程度の教育機能を有すると認めた教育課程

日本国籍がない場合，在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

## 2．奨学金の貸与期間および金額

【期 間】修士課程は1年間，博士課程は1年または 2 年間 1 年は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
【金 額】年額 180 万円以内（願書に希望金額を記載）を無利息で一括貸与

## 3．奨学生採用数

2024 年度は約 30 名，募集します。

## 4．応募方法

下記書類一式を揃え，奨学金事務局（国際看護師協会東京大会記念奨学金担当）に直接送付しお申込みください。様式は，本会ホームページにも掲載しています。
1）様式 S－1－A 奨学金願書•履歴書
2）様式 S－1－2 借入返済計画表（他の借入金•申込中の借入金がある場合の み提出）
現在の借入れ状況がわかる書類の写しを併せて提出すること

- 書類は借入先発行であること
- 借入人名の記載があること（自身が連帯債務者の場合はその旨を明記）
- 現在の借入残高と年間返済額がわかること（返済予定表等）

3）様式 S－2 出願理由書

## 4）様式 S－3－A 誓約書

奨学生および連帯保証人は，印鑑登録されている実印を捺印し，連署する こと

5）奨学生の収入を証明する資料
6）連帯保証人の勤務先および収入を証明する資料
5），6）の収入を証明する資料は，下記のいずれかを提出してください。

| 給与取得者の場合 | 令和5年分 給与所得の源泉徴収票の写し |
| :--- | :--- |
| 自営業者の場合 | 納税証明書（その 2 ）の原本（令和 4 年分） <br> ※ 税務署発行に限る |

※給与取得者の場合で，転職等により源泉徴収票の勤務先と現在の勤務先が異なる際は，現在の勤務先が発行した在職証明書の原本をご提出ください。

7）在学証明書（2024年4月以降発行のもの）
－願書提出時は，入学許可証の写しでも可。その場合は入学後直ちに在学証明書を提出すること
※ 海外大学院で，応募期限内に入学許可証（条件付は不可）の提出が間に合わ ない場合は，事前にご連絡ください。ただし，2023 年度内に入学予定で，2024年 6 月末までに条件付でない入学許可証が提出できる方に限ります。

8）看護に関する所有免許証の写し
－保健師•助産師•看護師免許証のいずれか
※ 提出書類は，黒のボールペンで記入してください（消せるペン，鉛筆等の消える可能性のあるものは不可）。
※様式 S－1－A，S－2 は直接 PC で入力いただくことも可能です。なお，印鑑に ついては，プリントアウトしたものに押印してください。
※ 書類の印影が不明瞭な場合，再提出となります。余白に再押印する場合は，枠線にかからないようご注意ください。
※応募書類は返却いたしません。
※ 応募書類の記載事項が事実と異なる場合や，在学証明書の提出がない場合 は，採用を取り消し，既に奨学金を貸与している場合は，その全額をただ ちに返還いただきます。

## 5．応募書類受付期間

## 2024年4月1日 月（月）～4月25日（木）※必着

※ 受付延長する場合は，本会ホームページでお知らせします。

## 6．連帯保証人の要件および責任

連帯保証人は 2 名とし，次のすべての要件を備える者とします。連帯保証人 は，奨学生と連帯して返還の責任を負います。
1）一定の職業を持ち，安定した収入を得ていること
2）他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
3）国内に住所を有すること
4）奨学生との連絡が確保されること

## 7．奨学金の貸与決定

申込期日までに到着した応募書類により総合的に審査し，決定します。結果は，決定通知書により5月末頃に連絡します。

## 8．貸与決定後の提出書類

奨学金貸与が決定した場合は，下記書類一式を揃え，奨学金事務局（国際看護師協会東京大会記念奨学金担当）に送付により提出してください。
1）様式 S－4 奨学金振込指定口座届
2）様式 S－5－A 奨学金借用証書
連帯保証人と連署すること
3）様式 S－6－A 奨学金返還計画書
4）印鑑登録証明書（発行日より 3 か月以内であること）
奨学生および連帯保証人ともに，誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印し た実印の印鑑登録証明書を提出すること
※ 日本国籍がない場合，「住民票」および在留資格の記載されている証明書を併 せて提出すること

## 【書類提出期限】2024年6月17日（月）※ 必着

※ 提出書類は，黒のボールペンで記入してください（消せるペン，鉛筆等の消える可能性のあるものは不可）。
※提出された書類は返却いたしません。
※ 貸与前に辞退する場合，本会から送付する「辞退届」をご提出ください。

## 9．奨学金の交付

上記「8．貸与決定後の提出書類」に記載されている書類のすべてを提出された奨学生に対して，貸与決定額を 2024 年 7 月末日までに，奨学生本人名義の

銀行口座に振り込みます。ただし，提出書類に不備のある場合は奨学金を交付 することはできません。

## 10．受領書の提出

奨学金の交付後，直ちに下記書類を郵送にて奨学金事務局（国際看護師協会東京大会記念奨学金担当）に直接提出してください。

## 1）様式 S－7 受領書

## 【書類提出期限】2024年8月13日（火）※必着

## 11．届出事項の変更および資格喪失について

1）届出事項に変更があったとき
下記書類をすみやかに提出してください。
様式 S－8「変更届」（奨学生本人）


様式 S－9「変更届」（連帯保証人）
奨 学 生：氏名•現住所•電話番号・メールアドレス・勤務先•教育機関•専攻分野または研修内容•休学•停学•復学•退学
連帯保証人：氏名•現住所•電話番号・メールアドレス・勤務先
2）資格喪失について
次の場合には，奨学生の身分を喪失します。

- 奨学金規程第 3 条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- 心身の障害により修学の継続ができないとき
- 休学期間が 1 か年を超えるとき
- その他奨学生として適当でない行為等があったと本会が認めたとき


## 12．奨学金の返還

貸与された奨学金は，最終貸与年の翌年 10 月から一括または割賦により全額 を返還します。返還方法は，奨学金返還計画書および預金口座振替依頼書•自動払込利用申込書に基づく，奨学生本人義口座からの自動引落としです。

【返還期間】

| 貸与年額 <br> （上限 180 万円） | •修士課程 <br> 博士課程 <br> （貸与期間 1 年間） | •博士課程 <br> （貸与期間 2 年間） |
| :--- | :--- | :--- |
| 120 万円超 | 4 年以内 | 8 年以内 |
| 120 万円以内 | 2 年以内 | 4 年以内 |

【例】•博士で年額 120 万円を 2 年間借りた場合：返還期間 4 年以内
－博士で年額 180 万円を 2 年間借りた場合：返還期間 8 年以内

## 【滞納した場合】

奨学金の返還が著しく遅延したときは，奨学生および連帯保証人に対し，残額 の一括返還請求（奨学金規程第19条）や，法的措置（同規程第 21 条）をとら せていただきます。

## 【繰上返還】

ホームページ掲載の「繰上返還申込書」を希望の 2 か月前までに提出すること で，繰上返還をすることができます。

## 13．よくあるご質問

1）他の奨学金との併用はできますか？
＞併用可能です。貸与型奨学金の場合は，願書の「他の奨学金制度からの借入金」の欄および様式「借入返済計画表」に記入し，提出してくださ い。

給付型の場合は，不要です。

2）返還開始時期となりましたが，まだ学生で大学院に在学中のため，返還を始めることができません。どうしたらよいですか？
＞在学中の場合は，返還猶予の手続き（在学証明書の提出が必要）をす ることで，最長 5 年間猶予されます。

3）大学院修士課程で日本看護協会の奨学金を借りました。博士課程に進学が決まりましたので再度借りることはできますか？
＞修士課程で貸与された奨学金を全額返還した場合には，博士課程でも再度応募することができます。

4）書類にはどの印鑑で押印すればよいですか？
＞手続き書類に「実印」と記載している場合は，本人•連帯保証人とも に印鑑登録をしている印鑑を押印ください。「印」と記載している場合は，認印でも結構です。

なお，訂正印は，その書類に押印した印鑑をご使用ください。

## 公益社団法人日本看護協会

国際看護師協会東京大会記念奨学金規程

第1章 総 則
（目的）
第 1 条 この規程は，公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が貸与する国際看護師協会東京大会記念奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。
（奨学金及び奨学生）
第2条 この規程において奨学金とは，本会が次条に定め る資格を有する者に学資及び生計費として貸与するもの をいい，奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。
（奨学生の資格）
第3条 奨学生は，日本国民であって保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）による保健師，助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で，次の各号 の一に該当しなければならない。
（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定 する大学院（以下「大学院」という。）における保健看護 に関する課程に在学する者
（2）本会が前号と同程度の教育機能を有するものと認めた教育課程に在学する者

## （奨学金の貸与期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は，修士課程が 1 年間，博士
課程が 1 年又は 2 年間とする。
2 奨学金の貸与額は，年額 180 万円以内の額を限度とする。

## 第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

（募集）
第5条 奨学生の募集は，公に行うものとする。
（願書の提出）
第 6 条 奨学金希望者は，願書•履歴書に必要書類を添え て本会に提出しなければならない。
2 連帯保証人は 2 名とし，次の各号の要件を備える者とす る。
（1）一定の職業を持ち，安定した収入を得ていること
（2）他の連帯保証人となっていないこと
（3）国内に住所を有すること
（4）奨学生との連絡が確保されること
3 奨学金希望者で，他の借入がある者は，借入返済計画表 を本会に提出するものとする。

## （奨学生の決定）

第7条 会長は，申込期日までに到着した願書•履歴書等に より奨学生を決定し，奨学金希望者及び連帯保証人に通知する。
2 奨学生の決定に必要な事項は，会長が別途募集要項に定める。
3 第1項の規定にかかわらず，募集予定額を超え貸与額の調整が生じた場合は，常務理事会において貸与額を決定する。

## （奨学金借用証書の提出）

第8条 奨学生は，貸与を受ける奨学金の全額について，奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え，奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ，期日までに本会に提出しなければならない。
（奨学金の交付）
第 9 条 奨学金は，年額を 1 年ごとに一括交付する。
（奨学金受領書の提出）
第 10 条 奨学金の交付を受けた奨学生は，直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。
（奨学生の義務）
第11条 奨学生，又は奨学生であった者は，課程修了後に就職した場合，本会の求めに応じて，在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

## （転学等による奨学金の取扱）

第 12 条 奨学生が，転学又は退学したときは，奨学金を遅滞なく返還しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず，奨学生が転学した場合であっ て，転学の理由を証明する書類を添え，連帯保証人と連署のうえ，奨学金交付継続願を本会に提出したときは，本会は奨学金の交付を継続することができる。
3 本会は，奨学金交付継続願の提出があったときは，内容 を審査のうえ，対応を決定し，その結果を提出者に通知す るものとする。
（変更の届出）
第 13 条 奨学生，又は奨学生であった者で奨学金返還未済 の者が，次の各号の一に該当するときは，直ちに本会に届け出なければならない。この場合，第5号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と，第 6 号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。
（1）第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
（2）修学を長期にわたつて中断し，又は再開したとき
（3）専攻分野を変更したとき
（4）停学その他の処分を受けたとき
（5）奨学生，又は連帯保証人の氏名，住所，又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
（6）連帯保証人を変更したとき
（死亡の届出）
第14条 奨学生，又は奨学生であった者が死亡したときは，相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅帯なく本会に提出しなければならない。
（奨学金の辞退）
第 15 条 奨学生は，奨学金の貸与を辞退するときは，奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。
2 奨学金の貸与を辞退する者は，次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。
（1）奨学金辞退届
（2） 2 年目の貸与を辞退する者にあっては，奨学金借用変更証書
（貸与の休止及び身分の喪失）
第 16 条 奨学生が修学を長期にわたり中断するときは，奨学金の交付を休止する。
2 奨学生が，次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。
（1）死亡したとき
（2）心身の障害により，修学の継続ができないとき
（3）奨学金の交付を辞退したとき
（4）第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
（5）休学期間が 1 か年を超えるとき
（6）その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき
（貸与の再開）
第 17 条 本会は，前条第 1 項により奨学金の貸与を休止さ れた者について，その事由が解消したと認めたときは，休止された者の願書により貸与を再開することができる。 （利息）
第 18 条 奨学金の貸与は無利息とする。

## 第3章 奨学金の返還

（奨学金の返還）
第19条 奨学生は，貸与期間の終了した月の翌月から起算 して 6 か月後に返還を開始し，一括，又は割賦により，次 の各号に掲げた期間内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
（1）貸与年額 120 万円を超える者 貸与期間に 4 を乗じた期間
（2）貸与年額 120 万円以内の者 貸与期間に 2 を乗じた期間
2 奨学金の返還は，奨学金返還計画書に基づき，奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければなら ない。
3 前 2 項の規定にかかわらず，奨学金の返還は奨学生であ った者の都合により，繰り上げて行うことができる。繰り上 げ返還を希望する者は，繰上返還申込書を提出しなけれ ばならない。
4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは，貸与した奨学金の全部，又は一部について繰り上げて返還 させることができる。
（1）奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
（2）いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受け たとき
（3）その他奨学生として適当でない行為があったとき
5 本人に返還できない事由が生じたときは，連帯保証人が返還しなければならない。
（返還の督促）
第 20 条 奨学生であった者が，奨学金の返還を延滞したと きは，毎月返還を督促する。
2 前項の規定による督促は，次の各号の一に該当するとき
は，その者の連帯保証人にも行う。
（1）奨学生であった者の所在が知れないとき
（2）前項の規定による督促を 3 か月重ねても，奨学生であ った者が奨学金を返還しないとき
（3）その他特別の事情があるとき

## （返還の強制）

第 21 条 奨学金の返還を延滞している奨学生であった者，又は連帯保証人が，前条に規定する督促を重ねても，延滞している奨学金を返還しないとき，又はその他特別の必要があると認められるときは，民事訴訟法に定める手続 により，返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
2 前項に規定する手続を行っても，返還未済額の全額を確保することができないとき，又はその他特別の必要がある と認められるときは，民事執行法その他の法令に定める手続により，返還未済額の全額の返還を確保するものと する。
3 前 2 項に規定する手続に要した費用は，奨学生であった者等の負担とする。

## （延滞金）

第22条 本会は，奨学金の返還が著しく遅延したときは，奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人より，延滞金を徴収することができる。

## （奨学金の返還猶予）

第 23 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは，奨学金の返還を猶予することができる。
（1）災害，又は傷病により返還することが困難になったとき
（2）その他やむを得ない事由により返還が著しく困難にな ったとき
2 返還猶予の期間は 1 年以内とし，さらに事由が継続する と本会が認めたときは，願出により重ねて 1 年ずつ延長す

ることができる。ただし，猶予できる期間は通算して 5 年を限度とする。

## （返還猶予の願出）

第 24 条 前条の規定により，奨学金の返還猶予を受けよう とする者は，その理由を証明することのできる書類を添え，連帯保証人と連署のうえ，奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。
（返還猶予の決定）
第 25 条 本会は，桪学金返還猶予願の提出があったときは，内容を審査のうえ，対応を決定し，その結果を本人及び連帯保証人等に通知するものとする。

## 第 4 章 返還免除

（返還免除）
第 26 条 本会は，奨学生，又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは，奨学金の返還未済額の全部，又は一部の返還を免除することができる。
（1）死亡したとき
（2）精神，又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
（3）その他やむを得ない事由により，返還不能となったと き
（返還免除の願出）
第 27 条 前条の規定により，奨学金の返還免除を受けよう とするときは，奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は，その理由を証明することのできる書類を添え，連帯保証人と連署のうえ，奨学金返還免除願を本会に提出し なければならない。
（返還免除願出の期限）
第28条 奨学金返還免除願は，返還不能の理由が生じたと きから 3 か月以内に提出しなければならない。ただし，特別の事情があったと本会が認めたときは，さらに 1 年を超 えない範囲で期限を延長することができる。

## （返還免除の決定）

第 29 条 本会は，奨学金返還免除願の提出があったときは，内容を審査のうえ，対応を決定し，その結果を本人，相続人及び連帯保証人に通知するものとする。

## 第5章 雑 則

（実施細則）
第 30 条 この規程の実施について必要な事項は別に定め る。
（規程の変更）
第 31 条 この規程における変更は，理事会の決議により行 わなければならない。

## 附 則

1 この規程は，平成 23 年 11 月 17 日から施行する。
2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定め た奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受け ている者は，第19条第3項の規定にかかわらず，口座か らの自動引落としによらずに奨学金を返還することができ る。
1 この規程は，平成 25 年 1 月 8 日から施行する。
1 この規程は，平成 25 年 9 月 18 日から施行する。
1 この規定は，平成 27 年 2 月 27 日改正，平成 27 年 4 月 1日から施行する。

【事務局使用欄】 $\square$

## 国際看護師協会東京大会記念奨学金

## 願 書•履歴書

公益社団法人日本看護協会長 様

1．学歴
注）中学校以降を記入。欄が不足する場合は別の用紙（書式自由）に記入してください。

| 西暦 | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
| 学校 |  |  |  |  |
| 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |  |
| 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |  |
| 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |  |

## 2．職歴

注）欄が不足する場合は別の用紙（書式自由）に記入してください。

| 西暦 | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |
| 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |  |
|  | 年 | 月 $\sim$ | 年 | 月 |

## 3．大学院への進学の動機

4．研究もしくは学習の主たるテーマ（具体的に）

5．在学中の収支状況 該当する箇所にそれぞれ○をつけ記入してください。

| $\begin{array}{\|c\|c\|} \hline 1 \\ \text { 収 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 在 } \\ \text { 職 } \end{array}$ | 給与全額支給 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 給与一部支給 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 文 } \\ & \text { 状 } \\ & \text { 況 } \end{aligned}$ | 休 | 給与全額支給 |  |
|  | 職 | 給与一部支給 |  |
|  | 退職 |  |  |



（4）国や自治体等からの給付金制度利用 ※ありの場合，以下に内容と給付時期を記入（施設を通じての場合も含む）
－この奨学金を知ったきっかけ（複数回答可）
$\square$ 本会公式HP
$\square$ 本会機関紙「協会ニュース」
$\square$ 月刊「看護」
$\square$ 都道府県看護協会の広報•研修等
$\square$ 学校の掲示 $\square$ 学校のHP
$\square$ 学校の説明会
$\square$ 学校の案内冊子
$\square$ 勤務先の看護管理者•上司
$\square$ 同僚，友人•知人
$\square$ その他（

## 該当者のみ提出

※ 今回申請する奨学金以外に，応募者ご自身に他の借入金がある方のみ

## 借入返済計画表

| 借入者 | 借入内容 |  | 借入残高 <br> （申請時） | 年間返済額 | 年間収入額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 本人 | 今回申請する奨学金 |  |  |  |  |
|  | その他借入 （下記添付書類 の提出要） | $\begin{gathered} \text { 他の奨学金 } \\ \text { 借入 } \end{gathered}$ |  |  |  |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 他の (申込中) } \\ & \text { 奨学金借入※ } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |
|  |  | 住宅ローン |  |  |  |
|  |  | その他ローン |  |  |  |
| $\begin{gathered} \text { 同一生計の } \\ \text { 家族他 } \end{gathered}$ | その他借入 （下記添付書類 の提出要） | $\begin{gathered} \hline \text { 他の奨学金 } \\ \text { 借入 } \end{gathered}$ |  |  |  |
|  |  | 住宅ローン |  |  |  |
|  |  | その他ローン |  |  |  |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 他の (申込中) } \\ \text { 借入※ } \\ \hline \hline \end{gathered}$ |  |  |  |
| 合計 |  |  |  | （A） | （B） |
| 年間世帯返済比率 $(A \div B) \times 100$ |  |  | \％ |  |  |

※他の申込中借入は，貸与決定済で貸与前のものも含みます。貸与を受けた場合の借入総額 および年間返済額を記入してください。
本会奨学金が決定した場合に他の奨学金制度等を辞退する場合は，その旨を金額欄に記載 してください。

以上，事実に相違ありません。
$\qquad$
氏名 （ ${ }^{\text {D }}$

## 【添付書類】

「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し（借入先発行に限る 例：返済予定表）下記が確認できれば，形式は問いません。

- 借入人の名義（自身が連帯債務者であって名義が家族である場合，その旨を明記）
- 毎月の返済額
- 応募時点の現在残高


## 【ご留意事項】

年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合，貸与できない場合があります。
世帯年収 400 万以上：概ね $30 \%$
世帯年収 400 万未満：概ね $25 \%$

## 【借入返済計画表】

今回申請する奨学金以外に，応募者ご自身に他の借入金＊がある方のみご提出が必要です。
※他の借入金：住宅ローンやマイカーローン，カードローン，キャッシング，他機関の奨学金など，返済が必要な借入金すべてを含みます。
ただし，ご家族名義の住宅ローンの場合で，自身は連帯債務者ではなく，返済にも関与していない場合などは，除外します。

該当者のみ提出
様式S－1－2
※ 今回申請する奨学金以外に，応募者ご自身に他の借入金がある方のみ
鼎書の「貨与希望額に記入した金額 ※2年間貸与希望の場合，総額

左記「貸与希望額」 $\div$ 最長返還年数

## 申請日現在の借入残高を記入


※他の申込中借入は，貸与決定済で貸与前のものも含みまな。貸上 および年間返済額を
本会奨学金が決定し
$1,940,000 \div 11,000,000=0.763636 \ldots$
年間の収入合計顴を記入
$6,000,000+5,000,000=11,000,000$

以上，事実に相違ありません。


【添付書類】
「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し（借入先発行に限る，例：返済予定表）
下記が確認できれば，形式は問いません。

- 借入人の名義（自身が連帯債務者であって名義が家族である場合，その旨を明記）
- 毎月の返済額
- 応募時点の現在残高

【ご留意事項】
年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合，貸与できない場合があります。
世帯年収 400 万以上：概ね $30 \%$
世帯年収 400 万未満：概ね $25 \%$

【事務局使用欄】

出願理由書

|  | $\square$ | 国際看護師協会東京大会記念奨学金 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | $\square$ | 石橋美和子がん看護 CNS 奨学金 |
| （該当する奨学金に】） |  | 認定看護師教育課程奨学金 |


| 氏 | 名 |
| :--- | :--- |
| 教育を受ける |  |
| 機関•課程 |  |

本奨学金を活用し，将来修学分野に関する教育研究あるいは臨床を通じてどのように看護の実践に貢献したいか記載してください。（500 文字程度）

## 誓 約 書

## 公益社団法人日本看護協会長 様

私は，公益社団法人日本看護協会国際看護師協会東京大会記念奨学生として採用された ときは，貴会の規程に従い，奨学生としての本分を尽くします。
奨学金を借用したときは，借用証書の定め及び貴会の規程を遵守し，貸与期間終了後は奨学金返還計画書のとおり滞りなく返還します。

| 記入日 西暦 年 月 | 実印 |  |
| :--- | :--- | :--- |
| 售所 |  |  |
| 氏名 |  |  |

## 【連帯保証人】 必ず連帯保証人自身が自署し，印鑑登録している印鑑を捺印すること。

私は，上記の者が公益社団法人日本看護協会国際看護師協会東京大会記念奨学生として採用されたときは，奨学金返還計画書を確認のうえ，奨学生本人の債務について保証し，奨学生本人が債務を履行しないときは，奨学生本人と連帯して履行する責任を負います。

また，連帯の責任について様式 S－3－A－2 記載事項を確認しました。


【連帯保証人】必ず連帯保証人自身が自署し，印鑑登録している印鑑を捺印すること。

※年金収入のみの方は連帯保証人になることができません。
※ 勤務先欄を自営業にチェック しした場合：会社名や屋号がある場合は（名称）欄に記入してください。

## 連帯保証人の責任について

＊連帯保証人は，奨学生の奨学金の返還について，奨学生と同等の責任を負います。連帯保証人の特性については，民法に定められています。事前に下記をご確認くだ さい。

連帯保証人には，「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」がありません。
（1）「催告の抗弁権」がありません
－催告の抗弁権とは・•••••
債権者（日本看護協会）が保証人に債務の履行を請求した場合， まずは奨学生自身に催告するよう求める権利
（2）「検索の抗弁権」がありません
－検索の抗弁権とは・•••••
債権者（日本看護協会）が保証人に請求した場合，奨学生自身に弁済の資力があり，かつ執行が容易であることを証明した場合に， まずは奨学生自身の財産に執行するよう求める権利
（3）「分別の利益」がありません
－分別の利益とは・•••••
保証人が複数いる場合に，保証人の頭数で分割された保証債務の範囲でのみ責任を負うことで足りるという利益（例：総額 100 万円 の奨学金返還義務に対し 2 名の保証人がいる場合， 50 万円ずつの保証債務を負うこととなること）

## 奨学生が滞納した場合

－奨学生が奨学金の返還を滞納した場合，連帯保証人の方へ代わってお支払いを お願いする場合があります。奨学生の滞納について文書を送付しますので，当該内容に従ってください。
－奨学金の返還が滞納する等一定の場合に，奨学生と共に連帯保証人の方に法的措置をとらせていただきますので，ご注意ください。


## 【応募先・お問合せ先】

〒150－0001 東京都渋谷区神宮前 5－8－2公益社団法人日本看護協会 管理部業務 2 課奨学金事務局（国際看護師協会東京大会記念奨学金担当）

TEL：03－6704－8802／FAX：03－5778－5601
E－mail ：scholarship＠nurse．or．jp

【応募書類受付期間】

```
2024年4月1日(月) ~ 4 月25日(木) ※必着
```

個人情報保護について
日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は，本会個人情報保護方針に基づき，本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。

